

## 交通機関の不通と暴風警報・特別警報発表に伴う 授業・試験の実施について（司法研究科）

交通機関が不通の場合および暴風警報、特別警報が発表された場合、授業ならびに試験の実施については、以下の措置をとります。

### I. 交通機関の不通（原因の如何を問わず）の場合

- ・以下のいずれかに該当する交通機関の不通が発生した場合、発生時の次の講時からその日の授業・試験の一部あるいは全部についてその実施を中止します。
- ・その後の授業・試験の開始等措置は、以下の表のとおり、開通時刻により開始講時を決定します。（早朝からの不通が6時30分までに開通した場合は、平常通り授業を実施します。）
- ・該当交通機関での事故等による一時的な運転見合わせの際には、平常通り授業・試験を実施しますので、ご注意ください。

#### 1. 対象となる交通機関

[今出川校地]

- イ. 京都市営バスと地下鉄が同時に全面不通の場合
- ロ. 阪急電車（京都河原町～大阪梅田間）、京阪電車（出町柳～淀屋橋間）、近鉄電車（京都～大和西大寺間、大和西大寺～大阪難波間）、JR（神戸～米原間）のうち、2以上の交通機関が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

[京田辺校地]

- イ. 京都市営バスと地下鉄が同時に全面不通の場合
- ロ. 阪急電車（京都河原町～大阪梅田間）、京阪電車（出町柳～淀屋橋間）、近鉄電車（京都～大和西大寺間、大和西大寺～大阪難波間）、JR（神戸～米原間、木津～京橋間）のうち、2以上の交通機関が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合
- ハ. 近鉄電車（京都～大和西大寺間）が全面不通の場合

#### 2. 交通機関開通時刻と授業開始講時

開 通 時 刻	授業開始講時
6時30分までに開通	1 講時から実施
6時31分から10時30分までに開通	3 講時から実施
10時31分から15時30分までに開通	6 講時から実施
15時31分以後に開通	全 講 時 休 講

#### 3. 交通機関開通時刻と試験開始講時

開 通 時 刻	授業開始講時
6時40分までに開通	1 講時（9時30分）から実施
6時41分から10時10分までに開通	2 講時（13時00分）から実施
10時11分から12時40分までに開通	3 講時（15時30分）から実施
12時40分から14時40分までに開通	4 講時（17時30分）から実施
14時41分以後に開通	全講時実施しない

### II. 暴風警報あるいは特別警報発表の場合

- ・以下の区域において暴風警報あるいはなんらかの特別警報が発表された場合、発表時の次の講時からその日の授業・試験の実施を中止します。
- ・ただし、発表された時点で、すでに実施中あるいは開始直前の授業・試験については、警報の緊急性等

を考慮の上で、大学がその中止を判断します。

- ・特別警報が発表された場合、該当地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。警報発表地域にいる学生は、各自、ただちに命を守る行動をとってください。特別警報の種類は問いません。ただし、特別警報発表時に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動してください。また自宅や通学中の学生で特別警報が発表された地域にいる場合は、自身の判断により、命を守るために最善と思われる行動をとってください。
- ・警報解除の後、危険が回避されたことが確認された場合には、以下の表のとおり、警報解除時刻により授業開始講時を決定します。それ以外の場合は、状況判断の上、別途指示します。  
(早朝からの警報が6時30分までに解除となった場合は、平常通りの授業を実施します。)

#### 1. 警報発表対象地域

- ・予報一次細分区域における  
京都府南部、大阪府
- ・予報二次細分区域における  
京都・亀岡、南丹・京丹波、山城中部、山城南部、大阪市、北大阪、東部大阪、南河内、泉州

■警報・注意報が市町村を対象区域として発表される※ようになっていることから、以下の表に示す市町村のいずれかに警報が発表された場合は、該当の予報二次細分区域に警報が発表されたものとして、授業・試験の実施は中止します。

※テレビやラジオの放送では、これまでどおり「市町村をまとめた地域の名称」で発表される場合があります。

京都府南部

予報二次細分区域	市町村
京都・亀岡	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
南丹・京丹波	南丹市、京丹波町
山城中部	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南部	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

大阪府

予報二次細分区域	市町村
大阪市	大阪市
北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四条畷市、交野市
南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

## 2. 警報解除時刻と授業開始講時

警報が解除される時間帯によって、以下のとおり授業を実施します。

警 報 解 除 時 刻	授 業 ・ 試 験 開 始 講 時
6時30分までに解除	1 講時から実施する。
9時30分までに解除	1・2 講時は実施しない。3 講時から実施する。
14時30分までに解除	1～5 講時は実施しない。6 講時から実施する。
14時31分時点で警報が発表中	全講時実施しない。

## 3. 警報解除時刻と試験開始講時

警報が解除される時間帯によって、以下のとおり試験を実施します。

開 通 時 刻	授 業 開 始 講 時
6時40分までに解除	1 講時（9時30分）から実施する。
10時10分までに解除	2 講時（13時00分）から実施する。
12時40分までに解除	3 講時（15時30分）から実施する。
14時40分までに解除	4 講時（17時30分）から実施する。
14時41分時点で警報が発表中	全講時実施しない。

Ⅲ. I、Ⅱにかかわらず、授業・試験を行うことが困難あるいは危険であると学長が判断した場合、休講・中止とすることがあります。

Ⅳ. 試験期間中にこの措置が適用された場合、当該試験の実施に関しては、必要に応じて大学 HP、DUETあるいは学内掲示板等を利用して案内します。

Ⅴ. 特別警報、暴風警報等の発表時には、必要に応じ、大学 HP、DUET あるいは学内掲示板等を利用して、大学から学生に対して連絡を行います。

大学 HP、DUET 等を確認するようご注意ください。

以上